

豊川市道路損傷行為の対応に関する要綱

令和5年12月

豊川市建設部道路河川管理課

豊川市道路損傷行為の対応に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市道（豊川市が管理する市町村道（道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第3条第4号の市町村道をいう。）における道路損傷行為に関する法第22条第1項の規定による原因者に対する損傷復旧工事の施行命令、法第58条第1項の規定による負担金の賦課等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路損傷行為 法第22条第1項に規定する「道路を損傷し、又は汚損した行為」をいう。
- (2) 原因者 道路損傷行為に関する法第58条第1項に規定する「費用を負担する者」をいう。
- (3) 損傷復旧工事 法第22条第1項に規定する道路損傷行為により「必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持」をいう。

(調査等)

第3条 市長は、市道に対する道路損傷行為があったことを知ったときは、速やかに損傷現場において、その原因、損傷状況等を調査し、道路損傷等処理表（様式第1号）を作成し、保管するものとする。この場合において、道路管理上必要があるときは、損傷復旧工事が行われるまでの間、損傷現場の応急措置を行うものとする。

2 市長は、道路損傷行為の原因者を知ったときは、当該原因者に、道路損傷等確認書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

(損傷復旧工事の施行等)

第4条 市長は、原因者の知れた道路損傷行為については、原則として原因者に損傷復旧工事の施行を命じるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市が損傷復旧工事を行う。

- (1) 損傷復旧工事を緊急に施行する必要があると認めるとき。
 - (2) 損傷復旧工事を原因者に施行させることが、道路管理上の支障となるとき。
 - (3) 原因者による損傷復旧工事の施行が困難であると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市が損傷復旧工事を行うことが適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定による損傷復旧工事の施行に当たっては、原因者との間で、道路損傷行為の原因、損傷の状況、損傷復旧工事の施行能力の有無等を確認し、その内容を損傷復旧工事実施記録（様式第3号）により記録するものとする。
- 3 原因者の知れない道路損傷行為に関する損傷復旧工事は、市が施行する。
- 第5条 市長は、前条第1項本文の規定により原因者に損傷復旧工事を命じるときは、速やかに工事施行命令書（様式第4号）を原因者に交付するものとする。
- 2 原因者は、損傷復旧工事の施行に当たり、工事に着手したときは工事着手届（様式第6号）を、工事を完了したときは工事完了届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、原因者の施行する損傷復旧工事が指定した期限までに完了しないことにより道路管理上支障が生じるおそれがあるとき、又は原因者による損傷復旧工事の施行の見込みがないときは、工事施行命令取消通知書（様式第5号）により命令を取り消し、損傷復旧工事を自ら施行することとする。
- 第6条 市長は、第4条第1項ただし書又は前条第3項の規定により市が損傷復旧工事を施行するときは、工事の着手前に原因者に対して本市工事施行通知書（様式第8号）を交付して工事の内容を通知し、工事の完了後速やかに費用負担命令書（様式第9号）を交付するものとする。
- 2 第4条第3項の規定により市が損傷復旧工事を施行することとした後に原因者が判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 市長は、前2項の規定による費用負担命令を受け、その費用を期日までに納入しない者があるときは、法第73条の規定により徴収する。
- （発生物件の処理）

第7条 損傷復旧工事により発生した物件は、原因者に引き渡すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、損傷復旧工事の施行命令、負担金の賦

課等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。